

第57号議案

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年9月17日

品川区長 濱 野 健

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

品川区印鑑条例（昭和50年品川区条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第3条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第16条の2の規定による法定代理人の同行のない成年被後見人

第4条ただし書中「登録申請者」の次に「(当該者が成年被後見人である場合を除く。)」を加える。

第16条中「印鑑登録者」の次に「(いずれも成年被後見人である者を除く。)」を加える。

第2章中第16条の次に次の1条を加える。

(成年被後見人の印鑑登録の申請等)

第16条の2 登録申請者または印鑑登録者が成年被後見人である場合、第4条本文、第9条の2第1項、第2項および第5項、第10条、第11条、第13条ならびに第14条の規定による申請等をするとき、法定代理人が当該成年被後見人に同行しなければならない。この場合において、区長は、法定代理人が本人であることおよびその権限を身分証明書等の提示により確

認しなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、印鑑の登録資格を見直すほか、規定を整備する必要がある。